

岡崎市インターンシップ実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、学生が、岡崎市（以下「市」という。）の行政事務の就業体験を通して、自らの専攻、将来のキャリアに関連した実務を経験することにより、専攻科目の学習効果を高めるとともに、実社会に即した職業観、職業意識の醸成を図り、また、市政や公務に対する理解を促進し、併せて市職員の資質向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 インターンシップの対象は、市職員になろうとする意欲があり、大学、短期大学、大学院等（以下「大学等」という。）に在籍する者とする。

(受入手続等)

第3条 インターンシップに参加することを希望する学生は、別に定めるところにより申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、受入れの可否を決定し、当該申込みをした者に通知する。

3 前項の規定により受入れの決定を受けた者（以下「実習生」という。）は、実習を受けるに当たり、事前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(実施時期等)

第4条 インターンシップの実施時期等は以下のとおりとする。

(1) 岡崎市の休日を定める条例（平成元年岡崎市条例第34号）第1条に規定する日は除くものとする。

(2) 実習業務の内容により、前号に規定する日に実習を行う必要が生じた場合は、前号の規定にかかわらず実習を実施することができる。この場合において、実習期間のうち他の日に休日設けるものとする。

(3) 1日の実習時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとし、途中1時間の休憩時間を設けるものとする。ただし、実習業務により実習時間を変更することができる。この場合において、勤務時間は1日について7時間45分を超えないものとする。

(受入職場)

第5条 実習生を受け入れる職場（以下「受入職場」という。）は、原則としてすべての課等とし、市が決定する。

(賃金等)

第6条 市は実習生に対し賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

(守秘義務)

第7条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、守秘義務の遵守に係る様式1の誓約書を市長へ提出しなければならない。

3 実習生は、市の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ市の承認を得るものとする。

(実習に専念する義務)

第8条 実習生は実習期間中、市民への応対、勤務態度などに細心の注意を払い、受入職場の指

導担当職員（以下「指導担当職員」という。）の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。

（報告書の提出）

第9条 実習生は、実習終了後2ヶ月以内にインターンシップに関する感想や市政に対する意見等をまとめた報告書を市長へ提出するものとする。

（災害等への対応）

第10条 期間中の実習生に係る災害及び実習先との往復途上での災害に対しては、実習生が加入するインターンシップ保険等にて対応するものとする。

（損害賠償への対応）

第11条 期間中に実習生が市又は第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入するインターンシップ保険等にて対応するものとする。

（インターンシップの打ち切り）

第12条 市長は、実習生がこの要綱に違反した場合、その他インターンシップの実施を継続しがたい事由が生じたときは、期間の途中でインターンシップを打ち切ることができる。

（委 任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。